

## 第2 百貨店等に対する防火安全対策

百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗及び展示場（以下「百貨店等」という。）については、次に定めるところにより指導するものとする。

### 1 適用範囲

この基準に基づき指導する防火対象物の範囲は、次に掲げるものとする。

- (1) 地階を除く階数が3以上で、かつ、延べ面積が3000㎡以上のもの、又は延面積が6000㎡以上のもの。
- (2) 令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物で、百貨店等の用途に供する部分の地階を除く階数が3以上で、かつ、当該部分の床面積の合計が3000㎡以上のもの、又は百貨店等の用途に供する部分の床面積の合計が6000㎡以上のもの。

### 2 指導事項

#### (1) 出火防止対策

- ① 喫煙、危険物品の持ち込み及び裸火の使用については、条例第24条の規定に基づくこと。
- ② 放火防止対策として、商品による死角を極力少なくするとともに、巡回の強化やモニターテレビの設置などの監視体制を強化する等の対策を講じること。

#### (2) 初期消火、避難誘導等に係る防火管理体制の充実

- ① 火災が発生した場合に、設置されている消防用設備等を使用して有効に初期消火ができるよう日頃から消火訓練に努めること。
- ② 従業員（正社員、パート社員、派遣社員等）の形態に応じた、きめ細かな役割分担等を明確にし、消火、避難誘導体制の充実を図ること。

なお、避難誘導体制については、次によること。

ア 避難誘導員を各階の避難階段毎又は方面毎に指定しておくこと。

イ 避難誘導に使用するため、携帯用の照明器具及び拡声器を各階2個以上設置し、その設置場所には、非常用照明器具等置場である旨の標識を設けること。

なお、法第8条の2の5に規定する自衛消防組織の装備として設置する携帯用の照明器具及び拡声器は、これを兼用することができるものとする。

#### (3) 延焼防止対策

##### ① 防火区画等

ア 売場とストックヤード部分を防火区画すること。

イ エスカレーター周囲の防火（堅穴）区画については、通行に必要な部分を除いて、エスカレーターの側面部分は可能な限り耐火構造の壁とし、防火シャッターで区画する場合は、閉鎖障害を防止のため、区画の外側に手摺等又はガラススクリーン（網入りガラス等）を併設すること。

ウ 売場内の排煙については、面積区画ごとに排煙ダクト系統を縦ダクトまで独立させることが望ましい。

#### (4) 避難、消火活動対策

##### ① 避難経路の確保

## 第2 百貨店等に対する防火安全対策

避難通路等の取り扱い、避難施設の管理及び防火設備の管理については、条例第38条、第38条の2、第40条及び第41条の規定に基づき監視体制の確立を図ること。

② 消防隊進入口等の維持管理の徹底を図ること。

(5) その他

① 災害活動用の図面の常備

避難用施設及び消防用設備等を記入した各階平面図を、災害時の活動用として2部以上、防災センター、守衛室等常時人がいる場所に常時備えておくこと。

② 標識の表示方法（別図参照）

ア 主要避難通路（床面表示については、当該通路が明確な場合は除くことができる。）

イ 防火戸（くぐり戸）

ウ 防火戸（シャッター）降下位置

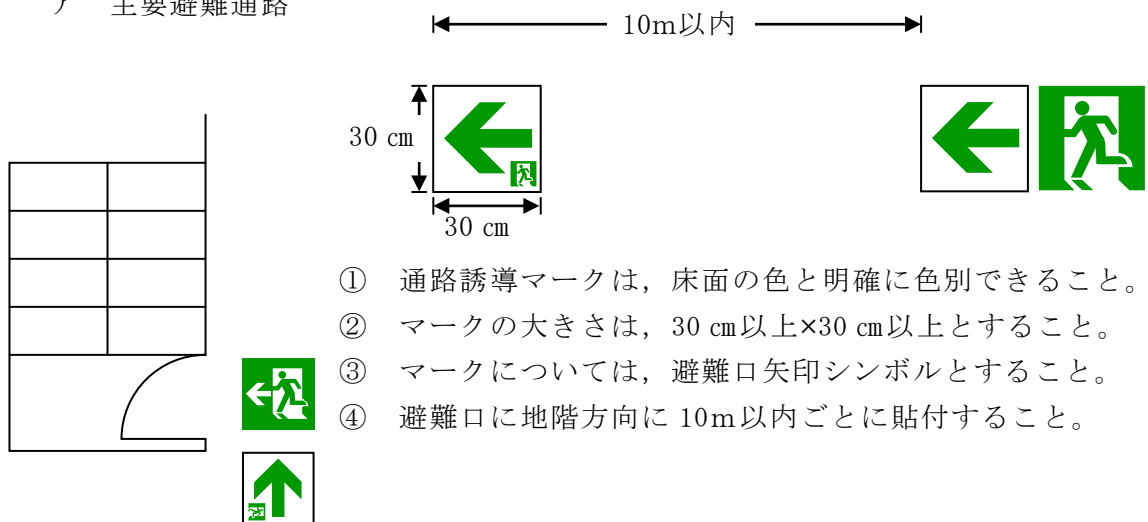
エ 屋内消火栓箱及び避難器具格納庫

(6) 液化石油ガスの持込み及び使用の制限

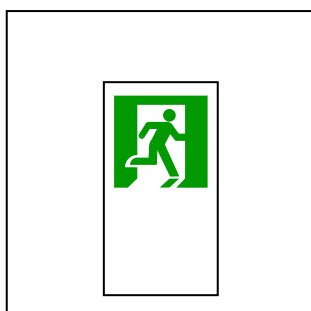
地階においては、液化石油ガスの持込み及び使用をしないこと。

別図

ア 主要避難通路

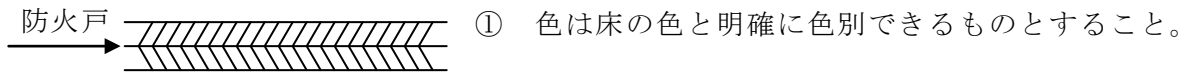


イ 防火戸（くぐり戸）

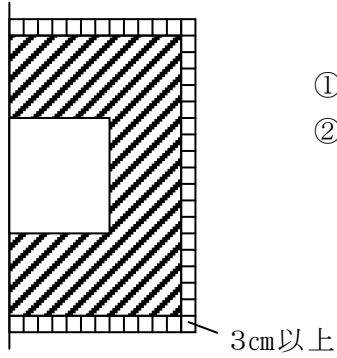


- ① 表示については、避難口シンボルとすること。
- ② 避難階にあっては、階段室側に表示すること。

ウ 防火戸（シャッター）降下位置



エ 屋内消火栓箱及び避難器具格納庫



- ① 色は床の色と明確に色別できるものとする。
- ② 屋内消火栓及び避難器具を使用するに必要な広さを有すること。

【参考】

**百貨店等及び地下街の防火安全に関する条例の運用等**

百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場（以下「百貨店等」という。）及び地下街の防火安全に係る条例及び予防規程の運用基準については、次に定めるところによる。

1 用語の定義

(1) 指定場所

予防規程第10条に規定する場所をいう。

(2) 禁止行為

条例第24条の規定により禁止されている指定場所において喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込む行為をいう。

(3) 許可基準

許可に当たり、申請内容を審査するための基準をいう。

(4) 許可単位

許可基準を適用する場所の範囲をいい、階ごとに一の許可単位とする。ただし、耐火構造の床若しくは壁又は防火戸（自動閉鎖装置付のもの又は随時閉鎖することができ、かつ、感知器の作動と連動して閉鎖することができるものに限る。）で区画されている場合は当該区画された部分を一の許可単位とする。

(5) 階段等

階段室内、避難器具設置場所及び避難の用に供する渡り廊下をいう。

(6) 食堂、喫茶店等

食堂、喫茶店等（以下「飲食店等」という。）とは、客席において客に専ら飲食物を提供する施設をいう。

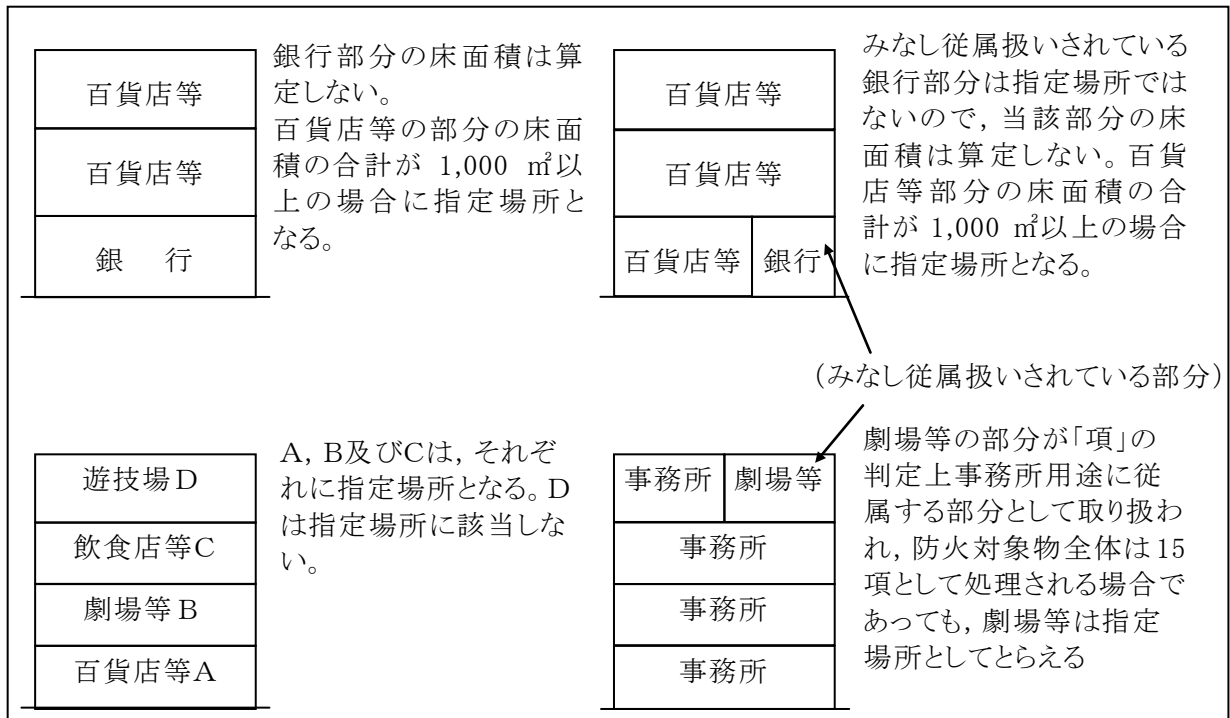
2 喫煙等（条例第24条、予防規程第10条、第11条、第11条の2）

(1) 予防規程第10条に規定する指定場所

① 指定場所のとらえ方は、次によること。（第4-1図参照）

ア 一の防火対象物内に複数の用途が存する場合は、用途ごとにとらえる。

イ 令別表第1の「項」の判定上、（指定場所以外の用途に）みなし従属扱いされている部分に指定場所が存する場合は、当該部分を指定場所としてとらえる。



(第4-1図)

② 指定場所の範囲は、次によること。

ア 百貨店等の売場は、次の部分とする。

- (ア) 物品陳列販売部分及びその間の通路等
- (イ) カメラ、時計、眼鏡、靴、スポーツ用品等の修理場又は食料品の加工場等の物品加工修理場（売場と不燃区画された部分を除く。）
- (ウ) 写真の現像、洋服等の仕立、クリーニング等の各種承り所
- (エ) 手荷物一時預り所、買物品発送承り所、買物相談所、店内案内所等のサービス施設
- (オ) 売場に隣接したストック場（不燃区画された部分を除く。）
- (カ) 屋上に設けられた施設（オープン施設を除く。）で物品販売の用に供せられる部分
- (キ) (ア)に面する飲食店等のうち、間仕切り壁等で明確に区分されていない部分（第4-2図参照）

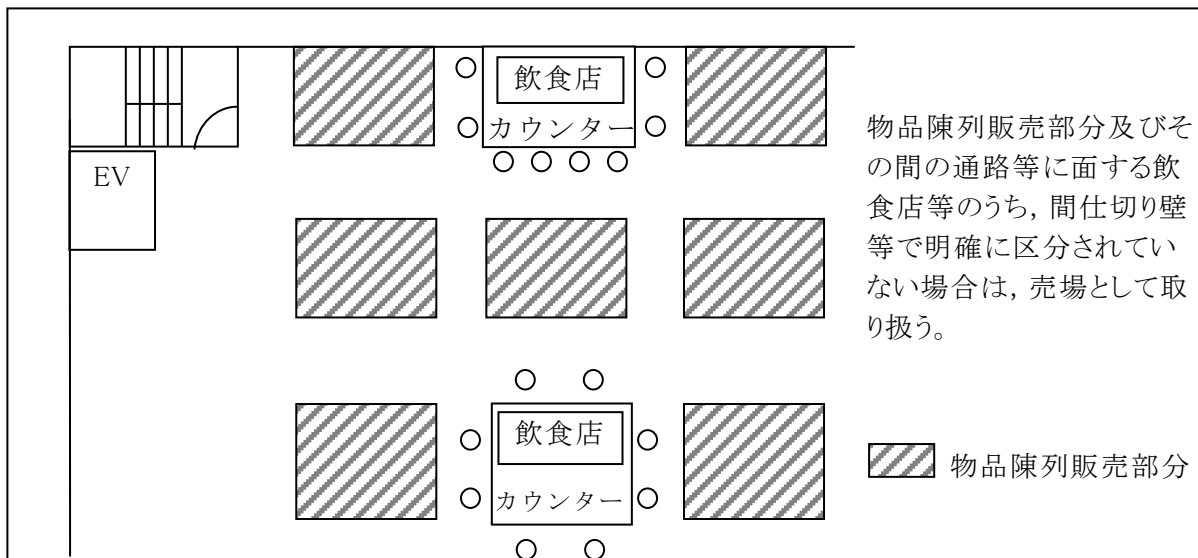
イ 地下街の売場は、前ア(ア)から(オ)による。

ウ 百貨店等の公衆の出入りする部分とは、次の部分とする。

- (ア) 特売、物産展、展覧会等を行う催事場
- (イ) 顧客が利用する屋上等の直接外気に開放された部分
- (ウ) 売場に隣接する美容室、理容室、写真撮影室、講習室等の兼営事業部分（売場と不燃区画された部分を除く。）
- (エ) 前ア(キ)に掲げるもの以外の飲食店等の客席部分（社員専用の飲食店等を除く。）

## 第2 百貨店等に対する防火安全対策

- (オ) 階段，エスカレーター，エレベーター，休憩所，便所等の顧客の利用する部分
- エ 屋内展示場の公衆の出入りする部分とは，展示を行う部分及び階段，廊下，通路，エレベーター，エスカレーター，ロビー，便所等の公衆の利用に供する部分
- オ 地下街の地下道は，公衆の出入りする部分として取り扱う。



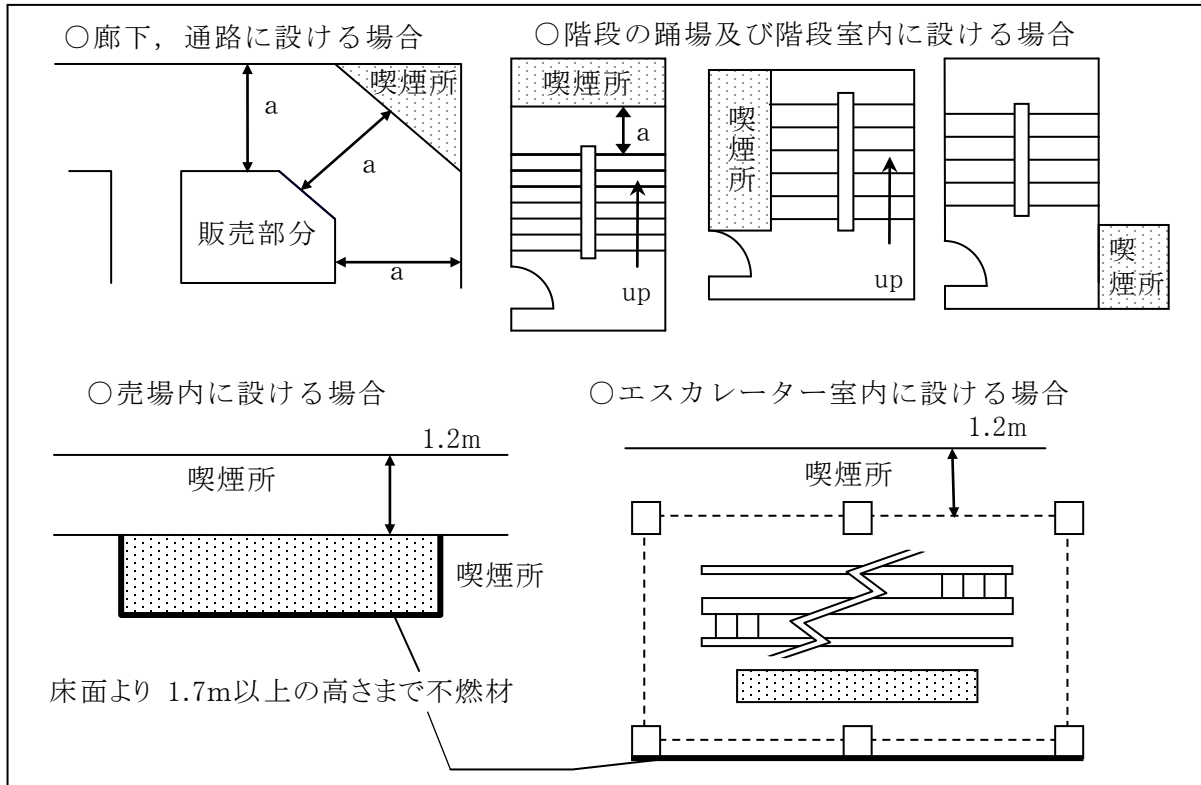
(第4-2図)

### (2) 喫煙

条例第24条第4項第2号の規定により喫煙所を設ける場合は，次によること。

(第4-3図参照)

- ① 廊下，通路に設ける場合は，条例及び建築関係法令に規定する当該廊下，通路の有効幅員が確保され，避難に支障のない場所とすること。
- ② 階段の踊場に設ける場合は，建基令第23条及び第24条に規定する当該階段踊場の有効幅員が確保され，避難に支障のない場所とすること。
- ③ 売場内又は売場に近接して設ける場合は，出入口は幅員1.2m以上の通路に面した一方とし，出入口以外は床面より1.7m以上の高さまで不燃材料で囲うこと。
- ④ エスカレーター室内に設ける場合は，昇降口以外の場所とし，エスカレーター室の外側に幅員1.2m以上の通路を確保した場所に設けること。(床面より1.7m以上の高さまで不燃材料で区画した場合を除く。)



(第4-3図)

- ⑤ その他前①から④に準ずる場所で、火災予防上安全な構造とした場所に設けること。
  - ⑥ 喫煙所に設ける椅子は、たばこの火等により容易に着火しない材質のものとし、床等に固定すること。
  - ⑦ 喫煙所には、安定性のある不燃性の吸殻容器を必要数設置すること。
- (3) 危険物品の持ち込み
- 予防規程第10条の場所において、条例第24条ただし書きによる「消防署長が火災予防上支障がないと認めたとき」の危険物品の持ち込みの許可基準は、次によるものとする。
- ① 従業員等による監視体制が講じられていること。
  - ② 適応する消火器（能力単位2以上）が1個以上付加設置されていること。
  - ③ 階段等から水平距離2m（大規模百貨店等にあつては3m）以上離れていること。（不燃材料で防火上有効にしゃ断する等の措置を講じた場合を除く。）
  - ④ 火気使用場所から水平距離5m以上離れていること。（不燃材料で防火上有効にしゃ断する等の措置を講じた場合を除く。）
  - ⑤ 保管する場所は、他の物品と混在しないよう不燃性の収納庫に入れ、他の物品と隔離すること。
  - ⑥ 危険物は、許可単位ごとに危政令別表第3に定める指定数量の1/5未満であること。
  - ⑦ 可燃性固体類及び可燃性液体類は、許可単位ごとに条例別表第7に定める数量

## 第2 百貨店等に対する防火安全対策

の1/5未満であること。

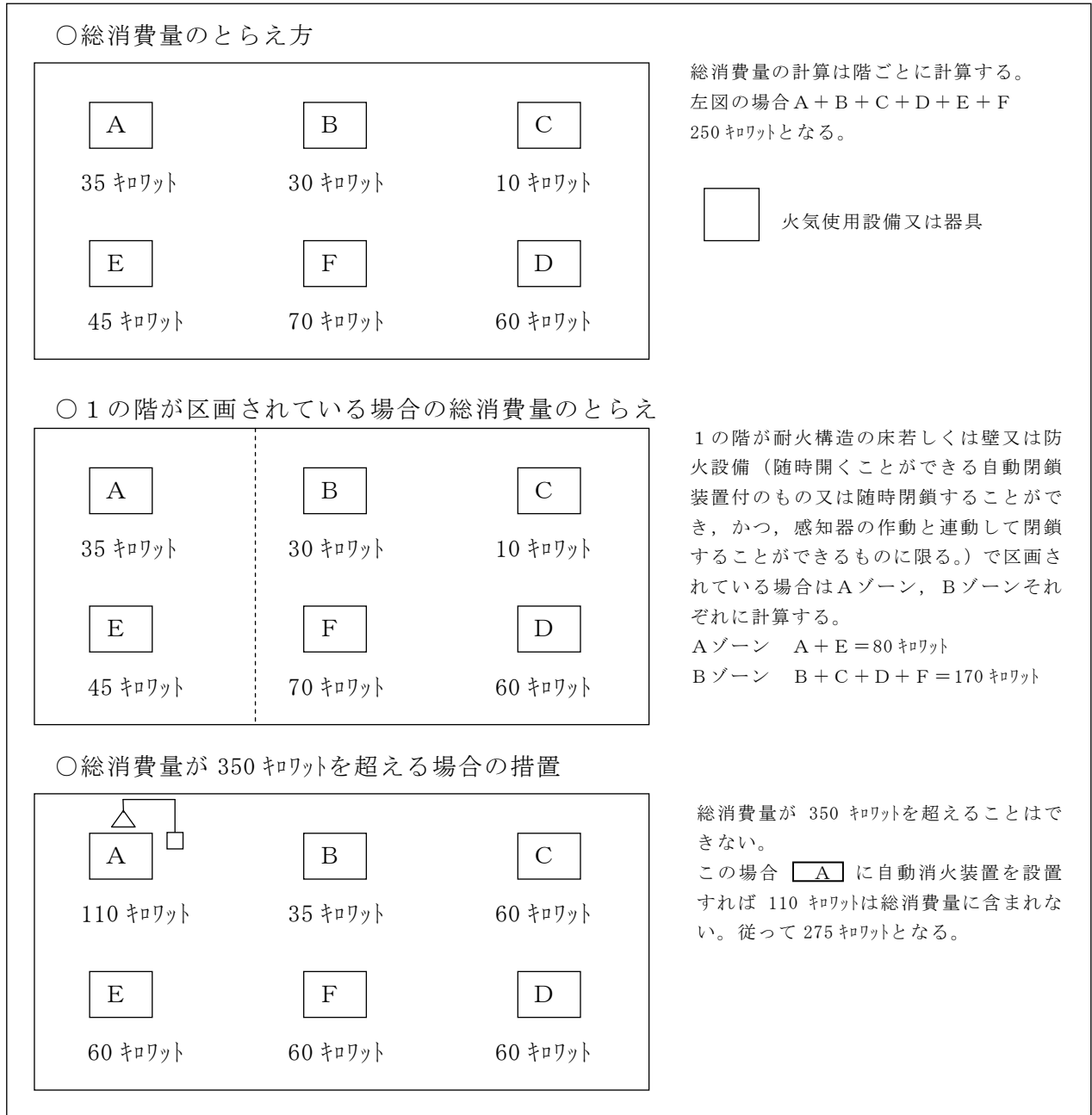
- ⑧ 可燃性ガス容器（ガス法の適用を除外される液化ガスに限る。）は、許可単位ごとにガス総重量5kgに相当する個数未満であること。

### （4）裸火の使用

予防規程第10条の場所において、条例第24条ただし書きによる「消防署長が火災予防上支障がないと認めたとき」の裸火の使用の許可基準は、次によるものとする。

- ① 周囲及び上方の可燃物から安全な距離が確保できること。
- ② 可燃物の転倒又は落下物のおそれがないこと。
- ③ 従業員等による監視、消火及び使用後の点検等の体制が講じられていること。
- ④ 火気使用場所ごとに適応する消火器（能力単位2以上）が1個以上付加設置されていること。
- ⑤ 階段等から水平距離2m（大規模百貨店等にあつては3m）以上離れていること。（不燃材料で防火上有効にしゃ断する等の措置を講じた場合を除く。）
- ⑥ 危険物品その他の易燃性の可燃物から水平距離5m以上離れていること。（不燃材料で造った壁で防火上有効にしゃ断する等の措置を講じた場合を除く。）
- ⑦ 電気を熱源とする火気使用設備又は器具は、次によること。
  - ア 特性、性能が明確で、かつ、安全性が認識されていること。
  - イ 電気配線は、関係法令に基づき適正に施工されていること。
- ⑧ 気体燃料を熱源とする火気使用設備又は器具は、次によること。
  - ア 液化ガスを使用する場合は、カートリッジタイプの燃料容器であること。
  - イ 特性、性能が明確で、かつ、安全性が認識されていること。
  - ウ 消費量は、1個につき70キロワット毎時以下、総消費量は許可単位ごとに公衆の出入りする部分と合算して、350キロワット毎時以下であること。（ただし、自動消火装置を設置した部分は、合算しないものとする。）（第4-4図参照）
  - エ ガス流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置が設置されていること。（カートリッジ式器具を除く。）





総消費量の計算は階ごとに計算する。  
左図の場合  $A + B + C + D + E + F$   
250 キロワットとなる。

火気使用設備又は器具

1の階が耐火構造の床若しくは壁又は防火設備（随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は随時閉鎖することができ、かつ、感知器の作動と連動して閉鎖することができるものに限る。）で区画されている場合はAゾーン、Bゾーンそれぞれに計算する。

Aゾーン  $A + E = 80$  キロワット

Bゾーン  $B + C + D + F = 170$  キロワット

総消費量が 350 キロワットを超えることはできない。

この場合  A に自動消火装置を設置すれば 110 キロワットは総消費量に含まれない。従って 275 キロワットとなる。

(第4-4図)

- ⑨ 固体燃料を熱源とする火気使用設備及び器具の使用量は、許可単位ごとに公衆の出入りする部分と合算して、1日につき木炭 15 キログラム、練炭 10 キログラム、豆炭 5 キログラム以下であること。
- ⑩ 火気使用場所（設備又は器具が床面を占有する部分と作業に必要な床面（設備又は器具と概ね 1 m）を合わせたものをいう。以下同じ。）には、スプリンクラー設備又は水噴霧消火設備が設置されていること。（これらの設備が設置されていないものにあつては、火気使用場所の床面積（設備又は器具が占有する床面積と作業に必要な床面積を合わせたもの）の合計が、当該階の床面積の  $1/30$  以下で、かつ、 $100 \text{ m}^2$ を超えないこと。）

⑪ 火気使用場所の構造は次によること。(第4-5図参照)

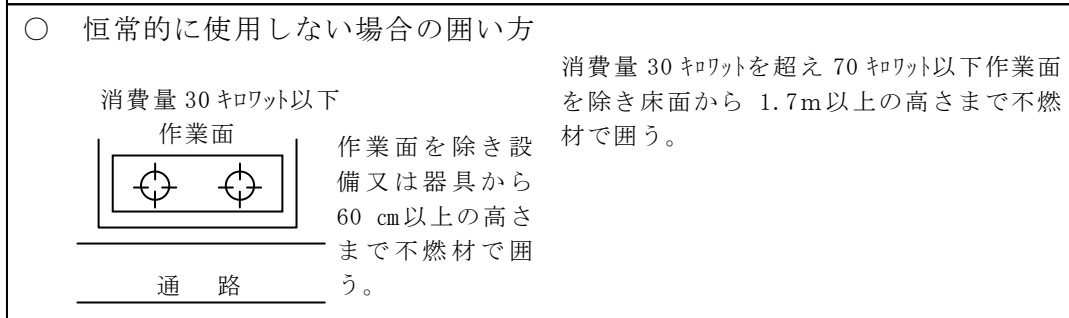
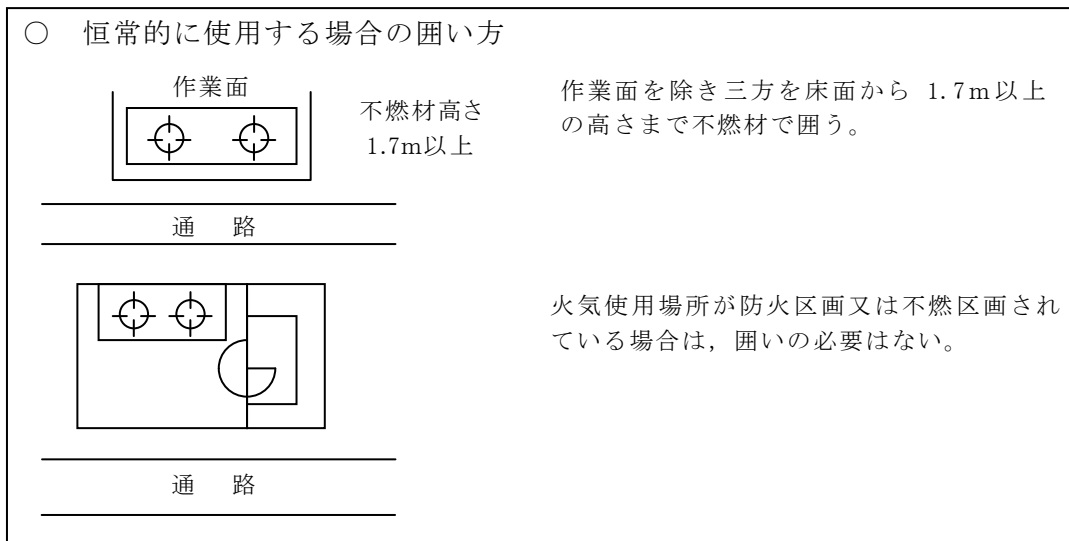
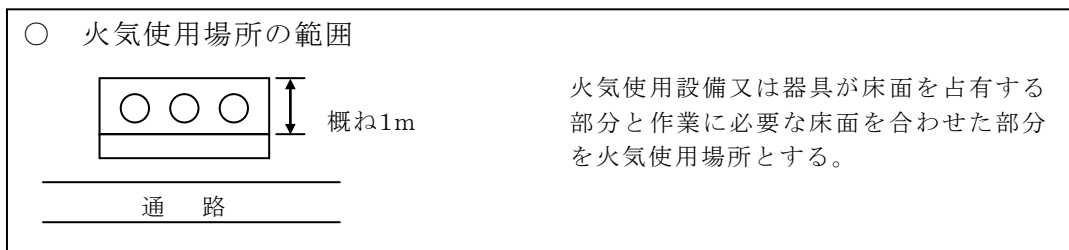
ア 恒常的に使用する火気使用設備又は器具は、作業に必要な面を除き、三方を床面から1.7m以上の高さまで不燃材料で囲うこと。ただし、防火区画又は不燃区画された部分に設置されている場合はこの限りではない。

イ 前ア以外の火気使用設備又は器具は、次の(ア)又は(イ)によること。

(ア) 個々の設備又は器具の消費量が30キロワット毎時以下のものにあつては、作業に必要な面を除き、三方を設備又は器具から60cm以上の高さまで不燃材料で囲うこと。

(イ) 個々の設備又は器具の消費量が30キロワット毎時を超え、70キロワット毎時以下のものにあつては、作業に必要な面を除き、三方を設備又は器具から1.7m以上の高さまで不燃材料で囲うこと。

ウ 前(ア)及び(イ)において、鉄板焼、湯沸設備、簡易湯沸器等、炎が直接外部に露出していない設備又は器具については、囲いを省略することができる。



(第4-5図)

3 避難通路等について（条例第38条）

(1) 避難通路等の取扱い

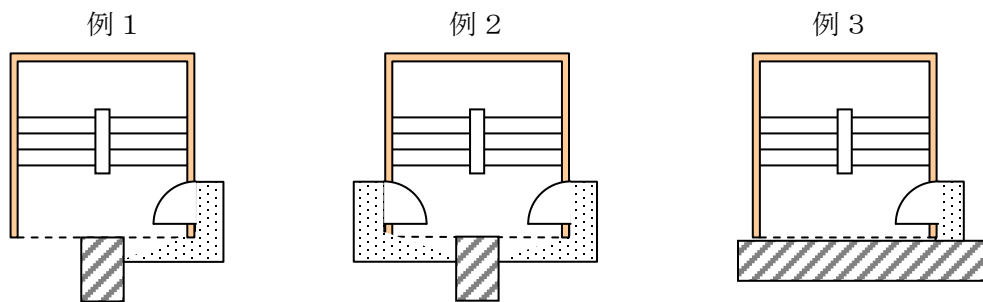
- ① 避難通路は、商品、商品ケース等の配置により設けられた通路をいうものであること。
- ② 主要避難通路は、売場又は展示場内に幹線的に設けるもので、避難口に通じるものであること。
- ③ 補助避難通路は、売場又は展示場内の各部分から主要避難通路又は避難口に通じるものであること。
- ④ 食堂の厨房及びストック場は売場には含まれないものであること。
- ⑤ 避難口は次に掲げるものであること。
  - ア 避難階の屋外へ通じる出入口
  - イ 直通階段への出入口（避難階を除く。）
  - ウ 隣接建築物への連絡通路の出入口
  - エ 地下街の店舗から地下道へ通じる出入口
  - オ 連続式店舗とこれに類するものの各店舗から屋内通路へ通じる出入口

(2) 主要避難通路及び補助避難通路の取扱い

主要避難通路及び補助避難通路は次によるものであること。

- ① すべての避難口は、主要避難通路が設けられていること。
- ② 一の避難口において複数の出入口がある場合は、すべての出入口に主要避難通路又は補助避難通路を設けるものであること。
  - ア 一の避難口において複数の出入口がある場合（第4-6図参照）

主要避難通路は一時的にシャッター等幅員の大きい出入口に通じさせ、そでとびら等幅員の小さい出入口には二次的に補助避難通路を保有すること。



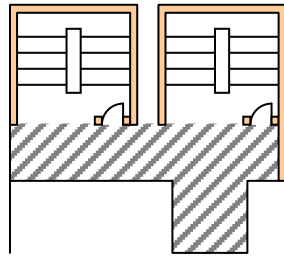
※ 凡例については各図共通

主要避難通路
  補助避難通路
  避難動線

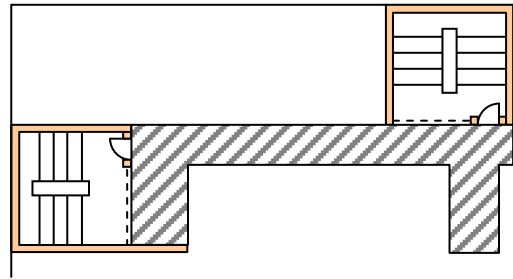
(第4-6図)

イ 避難口が隣接している場合は原則として次により保有すること。（第4-7図参照）

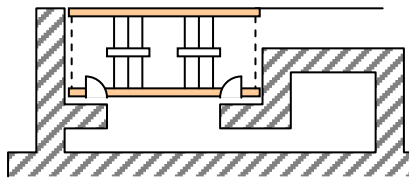
例1



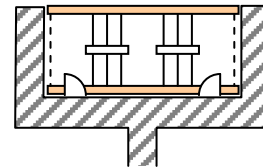
例2



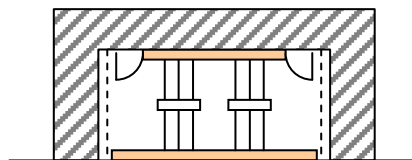
例3



例4



例5



(第4-7図)

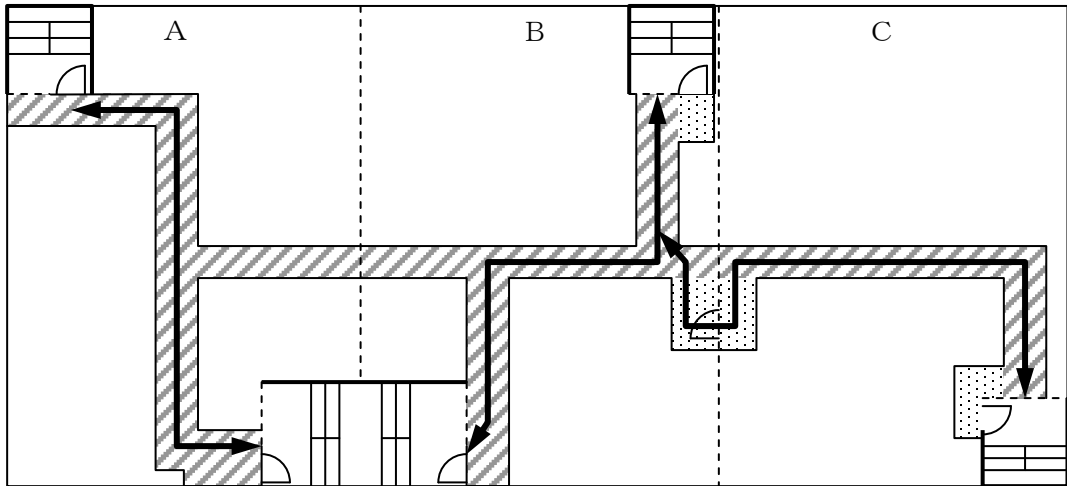
ウ 防火区画（建基令第112条第1項に規定する防火区画をいう。）されている階における避難通路の保有は次によること。（第4-8図参照）

(ア) 防火区画内で二方向避難できる場合

階全体の主要避難通路が防火区画により分断され、その防火区画部分ごとに二方向避難が確保できる場合は、支障ないものとする。

(イ) 防火区画内で二方向避難できない場合

階全体の主要避難通路が防火区画シャッターにより分断される場合は、直近のくぐり戸等に通じる補助避難通路をシャッターの両側に保有するものとする。

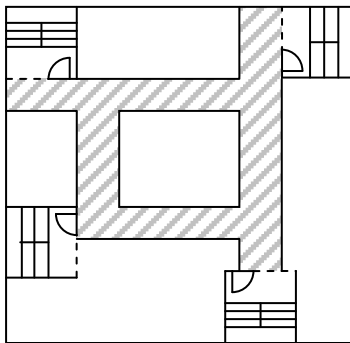


(第4-8図)

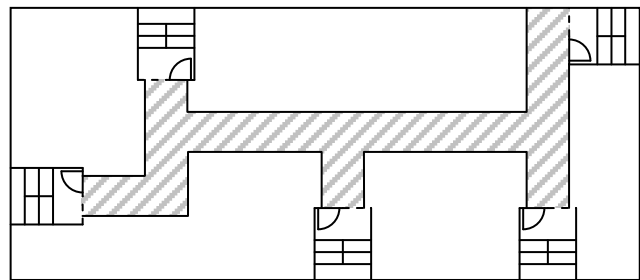
エ 主要避難通路の配置は、ループ状又は棒状とすることが望ましいものであるが、その判断は、次の条件によること。(第4-9図参照)

- ① 売場の形態 ② 売場の規模 ③ 避難口の位置 ④ 売場のレイアウト

例1



例2



(第4-9図)

(3) 屋上広場の管理について(条例第38条第3項)

建基令第126条及び条例第38条第3項に規定する避難用屋上広場の管理は、次に掲げるところによること。

- ① 避難の障害となる建築物又は工作物等の部分については、屋上広場からの算定から除く。  
 ② 屋上広場には、直通階段(建基令第120条に定める直通階段で、屋上に通ずる屋外階段、屋内避難階段、特別避難階段)に通ずる幅員1.6m以上の避難通路を設けること。

※ 建基令第126条第2項の屋上広場は、5階以上の階で床面積が最大の階の1/2以上の広さとする。

(4) 避難経路図の掲出等(条例第38条の2)

① 掲出場所

ア 階段、エレベーターホール、エスカレーターホール、売場、喫煙所等人の目

## 第2 百貨店等に対する防火安全対策

にふれやすい場所に掲出すること。

イ 前アの場所に階ごとに掲出すること。なお、複合用途防火対象物にあつては、当該用途が存する部分とする。

### ② 記載事項

ア 避難施設及び避難器具等の設置位置（器具名を併記）

イ 避難経路（2方向以上）

ウ 避難経路及び消防用設備等は、シンボルマークで統一し避難経路のみ赤で記入すること。

### ③ 規格等

ア 材質は、難燃材以上とし、破損又は汚損のおそれのあるものは保護のための措置をすること。

イ 規格について、日本工業規格A3版以上とすること。

## (5) 避難施設の管理（条例第40条）

条例第40条に規定する避難施設の管理については、次の各号に定めるところによること。

① ショッピングカー及びベビーカー（以下「ショッピングカー等」という。）の管理は、次によること。

ア ショッピングカー等は、避難の支障とならない範囲で、必要最小限の個数に制限すること。

イ ショッピングカー等は、保管場所を定め、常に整理し、避難の支障にならないように管理すること。

② 階段室には、前2(2)に定める喫煙所を設ける場合を除き原則物件を置かないこと。

## (6) 防火設備の管理（条例第41条）

条例第41条に規定する防火設備の管理は、次の各号に定めるところによること。

① エスカレーター区画内には、延焼媒介となる可燃物品を置かないこと。

② 防火設備の閉鎖障害及び延焼防止のため、商品等の物件は、防火戸から20cm以上の距離を保つこと。